



令和2年度からスタートした「第6次鶴ヶ島市総合計画」。市の将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」の実現に向けた取組などをお知らせします！

利便性の向上、魅力ある地域づくりのために整備しています！

市では、圏央鶴ヶ島インターチェンジに接続する都市計画道路 川越鶴ヶ島線（市道1015-1号線および市道1015-2号線）の4車線整備を令和4年度末の完成を目標に進めています。

また、本整備とあわせて、東日本高速道路(株)による圏央鶴ヶ島インターチェンジの立体化整備も実施されていくことから、圏央道へのアクセスの向上が図られます。



これらの整備により、市民の皆さんのより一層の利便性の向上、早期の企業立地、産業基盤づくりなどによる魅力ある地域づくりにつながるよう、取り組んでいきます。

競争入札参加資格審査申請の追加受付

問合先 財政課契約担当

令和3・4年度競争入札参加資格審査申請の追加受付を行います。

入札参加資格の有効期間
令和4年3月1日から令和5年3月31日まで

建設工事など
受付期間 12月1日(水)～17日(金)（既登録業者の追加申請は、12月1日(水)～24日(金)）

申請方法 関係書類を埼玉県総務部入札審査課へ郵送（消印有効）

※ 詳細は、埼玉県ホームページをご覧ください



市HPはこちら

物品・その他
受付期間 12月1日(水)～28日(火)

申請方法 財政課契約担当へ原則郵送（消印有効）

※ 詳細は、市ホームページをご覧ください

鶴ヶ島市長選挙の結果をお知らせします

問合先 選挙管理委員会

令和3年10月17日執行の鶴ヶ島市長選挙は、立候補者が1人であったため、無投票となりました。

当選人
さいとう 芳久（無所属・現）



11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

問合せ 女性センター ☎287・4755

暴力は人権侵害です

暴力は、決して許されるものではありません。

配偶者やパートナー(別れた後も含む)からの暴力(DV、ドメスティック・バイオレンス)、交際相手や別れた恋人からの暴力(デートDV)、ストーカー行為、セクハラ、性暴力などは、女性が被害者になる割合が高く、著しい人権侵害です。

内閣府の調査によれば、令和2年度のDV相談件数は、前年度の約1.6倍となりました。これは、コロナ禍のストレスなども影響しているとされています。

暴力の種類

暴力には、殴る・蹴るなどの身体への暴力の他にも、様々な種類があります。

【精神的暴力】長時間無視する、大声を出す、殴るふりをする、ドアを力まかせに閉める、物を投げたり壊したりする、私物を勝手に捨てる、交友関係を監視する、実家に帰らせない、「子どものことはすべてお前の責任だ」と言って責めるなど

【言葉の暴力】

「誰のおかげで生活できるんだ」などの暴言

【経済的暴力】生活費を充分に渡さない、お金の使い道を細かく報告させる、お金が必要ときは自分の許可を取らせる、仕事を辞めさせるなど

気軽に相談ください

DVや性暴力など、自分の努力だけでは解決できない困難な問題が起きた場合は、決して一人で悩まないでください。

無料で相談できる下記の相談機関があります。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

企画展示「ドメスティック・バイオレンス」開催

11月13日(土)から19日(金)まで、市役所1階ロビーで企画展示を行います。DVについて描かれたパネルなどをご覧いただけます。ぜひ、ご覧ください。

【主な相談機関】

相談機関	受付・相談時間など	相談内容ほか
市役所 配偶者暴力相談支援センター (女性相談・DV相談(要予約)) ☎298・7716	予約受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分 土曜日 8時30分～12時 ※ 日曜日、祝日、年末年始を除く	家庭、離婚、DV、性的被害など、女性が抱える様々な悩み
女性センター (女性のための法律相談(要予約)) ☎287・4755	予約受付時間 火～土曜日 9時～17時15分 ※ 祝日、年末年始を除く 【相談日】第2水曜日10時～13時	新型コロナウイルス感染防止のため、当分の間電話相談のみ 離婚、DV、性的被害、職場の問題など、女性が抱える法的な問題
DV相談+(プラス) ☎0120・279・889(つながり はやく)	電話相談は年中無休(24時間) メール、チャット相談可	DVに関する相談 10か国語対応
県婦人相談センター ☎048・863・6060	月～土曜日 9時30分～20時30分 日曜日、祝日 9時30分～17時 ※ 年末年始を除く	DVに関する相談
県男女共同参画推進センター ☎048・600・3800	月～土曜日 10時～20時30分 ※ 第3木曜日、臨時休館日を除く インターネット相談可(24時間)	DVなど、女性が抱える様々な悩み
西入間警察署 ☎284・0110 緊急時は☎110	年中無休(24時間)	DV、ストーカー行為に関する相談
県警察犯罪被害者支援室 ☎0120・381・858	月～金曜日 8時30分～17時15分 ※ 祝日、年末年始を除く 電話相談 面接相談とカウンセリングは予約制	犯罪被害、DV、ストーカー行為に関する相談
よりそいホットライン ☎0120・279・338→[3]を押す	年中無休(24時間) ※ 電話相談のみ	性暴力、DVなど女性の相談

障害年金に関するQ&A

Q 障害年金とはどのような年金ですか？

A 障害年金は病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、保険料の納付要件などを満たすことで受け取ることができる年金です。受給するためには請求手続を行う必要があります。

Q 相談・請求手続きの窓口はどこですか？

A 障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、初診日より窓口が異なります。

【障害基礎年金】

対象 20歳前、国民年金の被保険者期間中または60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方
窓口 市役所または年金事務所

【障害厚生年金】

対象 厚生年金保険の被保険者加入期間中に障害の原因となった病気やけがの初診日がある方
窓口 年金事務所

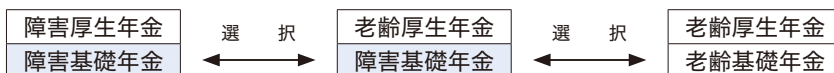
Q 障害基礎年金の受給金額(年額)はいくらですか？

A 【1級】78万900円×1.25 + 子の加算、【2級】78万900円 + 子の加算
子の加算：第1子・第2子 各22万4700円、第3子以降 各7万4900円
加算の対象となる子 18歳の誕生日の属する年度末までの子または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子
※ 障害厚生年金の受給金額は会社からもらっていた報酬や厚生年金の加入月数によって計算されます

Q 障害年金以外に老齢年金や遺族年金の受給権が発生したら、両方の年金を受け取れますか？

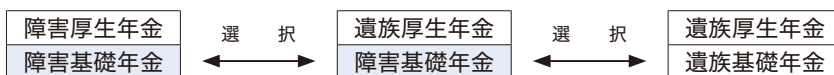
A 65歳未満の方は両方の年金を受け取ることができませんが、65歳以後は異なる年金を組み合わせることで受け取ることができます。

障害年金と老齢年金の場合



※ 老齢基礎年金と障害厚生年金の組み合わせはできません

障害年金と遺族年金の場合



※ 遺族基礎年金と障害厚生年金の組み合わせはできません

Q 65歳を過ぎても障害年金を請求できますか？

A 初診日が65歳以降にある場合は請求できません。ただし、次のケースであれば手続ができます。
・初診日が65歳前で障害認定日(※)に障害状態があった方(認定日請求のみ)
・65歳以降で、国民年金任意加入中に初診日がある場合(障害基礎年金のみ請求可)
・65歳以降で厚生年金に加入中の方(障害厚生年金のみ請求可)
※ 初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがの症状が固定し、これ以上の治療の効果が期待できないと判断された日

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけています。
この機会に「ねんきんネット」を利用してご自身の年金記録や年金見込額などを確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」はパソコンやスマートフォンから、いつでも利用することができます。
利用方法は、日本年金機構ホームページ



日本年金機構HPはこちら

ムページをご覧ください。
また、一昨年末まで11月に行っていた「川越年金事務所職員による年金相談会」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年も中止します。

障害年金の相談は
事前予約制になります
11月1日(月)から障害年金に関する相談は事前予約制になります。相談希望の方は必ず事前に予約をお願いします。
なお、予約は相談希望日の1か月前から受け付けます。
予約方法 電話、メール(☎10500120 @city.surugashima.lg.jp)

予約可能日 火・水・木曜日
時間 9時～10時、10時～11時、14時～15時、15時～16時
※ 相談時間は原則1時間です
※ 予約状況などにより、ご希望の日時で対応できない場合があります
※ 予約の際に症状、初診日などの聞き取りをします

自宅でらくらく確定申告

問合せ 税務課市民税担当

自宅のパソコンや、お手持ちのスマートフォンで、確定申告書を簡単に作成することができます。確定申告期間中は、24時間いつでも作成・送信可能です。

自宅で電子申告(e-Tax)のメリット

◆どこでも スマートフォンやパソコンがあればできる

◆便利に 案内のとおり入力していくだけでできる

◆時間短縮に 長い時間待たずに行うことができる

◆新型コロナウイルス対策に 人混みに出かけずにできる

※ e-Taxとは、インターネットを使用して電子的に申告手続きができるシステムです

スマートフォン・タブレットを使った確定申告の講習会(予約制)

スマートフォン・タブレットを使った電子申告の操作方法講習会を、以下の日程で行います。

※ 講習会で使用する通信料は自己負担(Wi-Fiなし)

※ 「確定申告書A表」(給与収入や公的年金収入など)に該当する方向け

申込み 11月8日(月)から、講習希望日、希望回、氏名、住所、電話番号およびマイナンバーカード申

請希望の有無を、電話またはメール(☐10300030@city.tsurugashima.lg.jp)で税務課へ。

確定申告講習会日程

場所	鶴ヶ島市役所	東市民センター	大橋市民センター	西市民センター
	101・102会議室	第2集会室	第1学習室	第1学習室
日にち	11月29日(月)・30日(火)、 12月1日(水)	12月2日(木)	12月7日(火)	12月8日(水)
時間	1回目10時～11時 2回目13時30分～14時30分		10時～11時	
募集人数	10人	15人	20人	20人
持ち物	スマートフォン・タブレット、マイナンバーカード(お持ちの方)			

マイナンバーカードの申請

インターネットで電子申告する場合は、マイナンバーカードまたは税務署が発行するID・パスワードが必要になります。

マイナンバーカードの申請を希望される方は、講習会終了後、写真を撮影し、申請書類を記入してもらいます。持ち物は、本人確認書類(顔写真付の場合は1点、顔写真なしの場合は2点)とマイナンバー通知カードです。

また、ID・パスワードの発行会(同日取得・予約不要)も開催します。開催時間は、講習会終了後(市役所会場11時～12時・14時30分～16時、市民センター会場11時～12時)を予定しています。本人確認書類を持参してください(本人のみ取得可)。ID・パスワードは暫定的な措置のため、マイナンバーカードの取得にご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のお願い

・市役所および市民センターにお越しいただく際は、必ずマスクの着用をお願いします。
・参加当日、自宅での検温をお願いします。風邪のような症状がみられる方や体調不良の方は参加を

控えていただくようお願いいたします。
・密を防ぐために、開館時間前の来場は、ご遠慮ください。
・感染者の増加などにより、講習会を中止とする場合があります。

申告会場は、どの会場も、毎年、大変混雑します。ぜひ電子申告(e-Tax)をご利用ください。

川越税務署からのお知らせ

問合せ 川越税務署 ☎235・9411(音声自動案内「1」を選択してください)

従来から実施してきた税務署主催の年末調整説明会について、新型コロナウイルス感染症の発現による社会全体の意識の変化や行政手続のデジタル化への対応を主眼に置いて、令和3年以降の年末調整に係る情報提供は、デジタル技術を駆使した非対面方式へと舵を切り、従来の大規模集合方式による年末調整説明会は開催しないこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、国税庁ホームページに「年末調整特集ページ」などを掲載していますので、ご覧ください。



国税庁HPはこちら

「ヤングケアラー」を知っていますか？

問合せ 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

ヤングケアラーとは

家族の介護や身の回りの世話などを担う人を「ケアラー」といい、特に18歳未満の「ケアラー」のことを「ヤングケアラー」といいます。家族のケアやお手伝いをするのは素晴らしいことですが、『過度の負担』により学業などに支障が生じたり、子どもらしい生活が送れないことが問題となっています。この機会に、子どもが辛い思いをしていないか考えてみてください。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヤングケアラーの実態

埼玉県が県内の高校2年生を対象に調査した結果では、約24人に1人(4.1%)がヤングケアラーでした。また、国が全国規模で調査した結果では、中学2年生の約17人に1人(5.7%)、全日制高校2年生の約24人に1人(4.1%)がヤングケアラーでした。
※ 「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」、厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」より

何が問題なの？

学校生活への影響
欠席・遅刻・勉強時間が取れない(学力の低下)・宿題忘れ・部活ができない・友人と遊べない・就業機会の制限など
日常生活への影響
ストレスを感じる・孤独を感じる・睡眠不足など

負担が大きくなり過ぎていませんか？
悩んでいる方、ご相談ください

主な相談窓口

子どもとその家族に関する相談

児童・家庭総合相談窓口

こども支援課(☎271・1111)

教育相談

教育センター(☎286・8993)

児童相談所相談専用ダイヤル

☎0120・189・783(フリーダイヤル)

24時間受付(年中無休)

24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)

☎0120・0・78310(フリーダイヤル)

24時間受付(年中無休)

子どもの人権110番(法務省)

☎0120・007・110(フリーダイヤル)

障害者・生活困窮者とその家族に関する相談

鶴ヶ島市生活サポートセンター

鶴ヶ島市社会福祉協議会(☎277・4116)

高齢者とその家族に関する相談

地域包括支援センター

・「かんえつ」(☎285・7877)

脚折145-1関越病院南館1階

・「いちばんぼし」(☎279・0777)

藤金871-3つるがしま中央交流センター内

・「ペンぎん」(☎271・5123)

上広谷5-1プラザイン上広谷1階

・「いきいき」(☎227・6171)

三ツ木16-1市役所1階

11月は「子供・若者育成支援強調月間」です

問合せ 子育て支援課子育て支援担当

深夜外出や、スマートフォン所持率の上昇によるトラブルや犯罪の増加、不登校や貧困など、青少年をめぐる環境は急激に変化しています。

青少年による非行や犯罪を増加させている要因の一つとして、青少年の行動に対する大人の無関心さや、規範意識の低下が指摘されるなど「大人の責任」が問われています。これらの課題について、市青少年健全育成連絡協議会では、市内5地区の青少年健全育成推進協議会と連携し、深夜営業を行う店舗への青少年の帰宅推奨のお願いや、防犯パトロールなどを実施し、地域で子どもたちの見守りを行っています。

青少年健全育成推進協議会とは
市内5地区（各中学校区に1地区）で地域の方々が会員となり、青少年の育成と安全な地域づくりのために、パトロールや講演会の開催など様々な活動を行っています。子ども・若者の育成支援のため、市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

子どもたちのためにできること

- ・登下校の時間に合わせて散歩する。
- ↓子どもたちの見守りにつながります。
- ・玄関外の電気をつけておく。
- ↓人目につかない薄暗い場所が減ることは、青少年を犯罪被害から守ることに効果的です。
- ・スマートフォンフィルタリングを積極的に導入する。
- ↓SNSなどがきっかけで青少年が性犯罪の被害にあうこともあります。

トラブルに巻き込まれたら

- 警察相談専用電話 ☎#9110
- チャイルドライン（18歳以下対象） ☎0120・99・7777
- 消費者ホットライン（買い物などのお金のトラブル） ☎188



11月は児童虐待防止推進月間です～189(いちはやく)「だれか」じゃなくて「あなた」から～

問合せ 子育て支援課子育て支援担当

令和2年度、県内の児童相談所が受け付けた通告件数は1万6902件となり、令和元年度（1万7473件）に比べ減少したものの、児童虐待に関する相談件数は、依然として増加傾向にあります。

児童虐待とは

身体的虐待 殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどをさせる、首を絞める、戸外に締め出すなど

心理的虐待 否定的・差別的な言葉を繰り返す、無視、DVの目撃、子どもの面前でのけんか、他のきょうだいと差別的な扱いなど

性的虐待 子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）、性器や性交を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど

ネグレクト（養育の拒否・怠慢） 食事を与えない、入浴させない、登校させない、車や家に置き去りにする、子どもにとって必要な情緒的愛情にに応えない、保護者以外の同居人などが虐待を行っているにもかかわらず放置するなど

鶴ヶ島市子ども家庭総合支援拠点を開設しました
市は、複雑化する児童虐待

の問題に、より専門的に対応すべく「鶴ヶ島市子ども家庭総合支援拠点」を開設しました（こども支援課内）。

児童虐待は、地域の方々のちよっとした「目くばり」「気づくばり」で防ぐことができます。「おや？」と気になることがありましたら迷わずご連絡ください。

※ 連絡者の秘密は守られます（匿名可）

児童虐待に関する連絡先

児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189（いちはやく）

※ 24時間

川越児童相談所

☎223・4152

こども支援課子育て支援担当
子どもの悲鳴が聞こえるなど、緊急の場合は警察へ110番通報をお願いします。

子育てに困ったときの相談先
育児が大変、子どもにイライラする、怒ってばかりいる、などの状況があれば、ぜひご相談ください。

児童・家庭総合相談窓口（こども支援課）

☎271・1111

保健センター

☎271・2745

坂戸都市計画変更案の縦覧のお知らせ

問合せ先 都市計画課都市計画担当

坂戸都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧を行います。

◆都市計画道路

【県決定の都市計画】

縦覧

内容 3・3・1号 新熊谷入間線の変更案

期間 11月12日(金)～26日(金)8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

場所 都市計画課、県都市計画課、飯能県土整備事務所、坂戸市都市計画課

意見書の提出

対象 市内または坂戸市に住所を有する方、利害関係のある方

提出期限 11月26日(金)

提出方法 縦覧場所にある所定の様式(県ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、縦覧場所まで

直接、郵送(必着)または埼玉県電子申請届出サービスにより提出してください。

※ 電子申請届出サービスの詳細は、県都市計画課ホームページをご覧ください

【市決定の都市計画】

縦覧

内容 3・3・22号 川越鶴ヶ島線および3・4・23号 鶴ヶ

島毛呂山線の変更案

期間 11月12日(金)～26日(金)8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

場所 都市計画課

意見書の提出

対象 市内に住所を有する方、利害関係のある方

提出期限 11月26日(金)

提出方法 縦覧場所にある所定の様式に必要事項を記入の上、都市計画課(〒3501

2292住所不要)に直接または郵送(必着)により提出してください。

◆生産緑地地区

縦覧

内容 第69号生産緑地地区の変更

期間 11月16日(火)～30日(火)8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

場所 都市計画課

意見書の提出

対象 市内に住所を有する方、利害関係のある方

提出期限 11月30日(火)

提出方法 縦覧場所にある所定の様式に必要事項を記入の上、都市計画課(〒3501

2292住所不要)に直接または郵送(必着)により提出してください。

野外焼却は禁止されています

問合せ先 生活環境課環境保全担当

『埼玉県生活環境保全条例』では、ダイオキシン類などの発生を抑制するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を使用する場合を除き、野外焼却を原則として禁止しています。

市には、「近所でごみを燃やして煙で困っている」や、「野外焼却により洗濯物に臭いがついて困っている」などの相談が寄せられています。

家庭で発生した廃棄物は、野外焼却をせずに、リサイクルできるものと可燃ごみに分別して集積所に出すなど、適切に処理してください。

次に掲げる野外焼却は、条例の適用から除外されます

- ① 落ち葉焚きなど、日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
- ② 稲わら焼きなど、農業や林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ③ キャンプファイヤーやどんど焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

条例の適用から除外される場合でも、次の点に注意してください

- ① 紙くずやプラスチック類などのごみを混ぜて焼却しない
- ② よく乾燥させて、なるべく煙が出ないように焼却する
- ③ 風向きを考えて焼却する
- ④ 火の粉が飛ばないように焼却する
- ⑤ 焼却を放置しない
- ⑥ 条例の適用から除外される焼却であっても、なるべく集積所に出す

※ ①～⑥を遵守した上、近隣住民へ配慮して実施してください



不法投棄をさせないようにしましょう

問合せ 生活環境課環境推進担当

不法投棄をされてしまったら

所有地(管理地)への不法投棄を目撃した場合は、危険なので注意や追跡などは行わずに西入間警察署に連絡し、日時、場所、ごみの種類と量、車両情報、人物の特徴などを伝えて行為者の特定を依頼してください。

西入間警察署 ☎ 284・0110

不法投棄をさせないために

不法投棄者が判明しない場合は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、その土地の所有者(管理者)が自らの責任で処分しなければなりません。

土地の所有者(管理者)は次のような工夫を行い、不法投棄を未然に防ぎましょう。

- ・定期的な見回りをし、土地の状況を常に把握するようにする
- ・草木の除草や伐採を行い、見通しのよい環境を整える
- ・フェンスや柵を設置し、侵入できないようにする

市の取組について

不法投棄パトロールを定期的に行っています。また、不法投棄防止のための啓発看板を配付しています。看板をご希望の方は、市役所2階生活環境課までお越しください。

不法投棄は犯罪です

みだりにごみを捨てることは、法律で禁じられています。違反すると、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金(法人に対しては3億円以下の罰金)またはその両方が科せられます。



私の「食品ロス」ゼロ作戦アイデア募集! ~あなたの工夫していることを教えてください~

問合せ 生活環境課環境保全担当

生ごみの減量に取り組む団体である「エコ鶴市民の会」主催で「食品ロス」削減アイデアを募集します。

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。

食品は大量に輸入されています。一方で一人ひとりが毎日ご飯茶碗1杯分もの食品を捨てています。食べきれずに捨てれば、処分にお金がかかる上、CO2を出して地球温暖化の原因にもなります。

「食品ロス」ゼロ作戦アイデアを募集

皆さんが工夫している食品ロスを防ぐレシピや生活の工夫を教えてください!

市民の皆さんに広めたいアイデアはホームページなどで共有します。食品ロスを出さないまち鶴ヶ島をつくりましょう。

例 A子さんの工夫

賞味期限が近い「値引き品コーナー」で、残っている食品があれば、その食品で夕飯の献立を決めています。この材料でどんなふうに料理しようかと考えるのも楽しいですよ。売れ残ったところにある

食品は処分されてしまうと思うと、良いことをした気分になれます。5人家族ですのお財布の中も助かります!

申込期限 11月18日(木)

申込方法 市民センター、中央図書館、市民活動推進センターにあるチラシ裏面に「私の工夫」を記入し生活環境課へ持参

参加賞 「市制施行30周年記念トートバッグ」と「エコ鶴市民の会手作りの無農薬野菜」



※ 野菜はそのとき採れたものをさしあげます

※ 応募多数の場合、市民の方々に実践してほしいアイデアの上位30名を選ばせていただきます、地球温暖化防止月間に展示します

地球温暖化防止月間

日時 12月6日(月)~17日(金)
開庁日の9時~17時、土曜日の9時~12時
場所 市役所1階ロビー

公衆衛生事業功労者に対する埼玉県知事表彰

問合せ 健康長寿課健康増進担当

深澤幸代さん（食生活改善推進員）が埼玉県知事表彰を受賞されました。

長年、地域の健康づくりに尽力され、その功績が認められたものです。



新型コロナの影響で売上が減少した事業者を支援します

問合せ 産業振興課商工労政担当

新型コロナウィルス感染症の影響を受け、売上が減少している市内中小企業・個人事業主に対し、今後の事業継続を支援するため、10万円の支援金を交付します。

※ 埼玉県感染防止対策協力金などの国・県の協力金や支援金を受給したことのある事業者（または受給を予定する事業者）を除きます

主な支給要件

- ・鶴ヶ島市内に事業所を有する中小企業または市内に住民登録を置く個人事業主
- ・令和3年7月19日以前から事業活動を行い、今後も事業を継続していく意志があること
- ・新型コロナウィルス感染症の影響により、令和3年7月から9月までの任意の月の売

上が、前年同月または前々年同月の売上より減少していること

- ・飲食店については、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証を受けていること
- ・原則として、直近の事業年度の確定申告をしていること
- ・市民税の滞納がないこと など

申請期間 11月1日(月)～令和4年1月31日(月)

申請方法 電子申請または郵送

※ 提出書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください

詳細はこちら



地産地消でつながる・つなげる農業へ

問合せ 産業振興課農政担当

旬の農産物が多く出回る11月は、「埼玉県地産地消月間」です。地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする地産地消の取組が、今注目されています。

地産地消の主な効果

- ・消費者にとっても、「農家の顔が見える関係」で生産状況なども確かめられるため、新鮮で安心・安全な農産物を消費できる
- ・生産者には、消費者ニーズに対応した生産が図られる
- ・自給率の向上につながる
- ・食育の機会として重要
- ・地域の食材を活用して地域の伝統的な食文化の継承につながる
- ・輸送距離の短縮により地球温暖化などの環境問題に貢献

市の主な取組

市の農業の特徴は、消費地と生産地が近いという利点を活かした、鮮度が重要な野菜を中心に少量多品目の作物を生産する農家が多いことです。

市では、地産地消や地場産農産物のPRのため、地域の

主な鶴ヶ島産農産物の生産・出荷カレンダー

農産物	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
茶	一番茶5月上旬～下旬		二番茶6月中旬～下旬									
きゅうり												
なす												
トマト												
人参												
ねぎ												
ほうれん草												
小松菜												
大根												
里芋												

消費者との交流・体験活動の実施、朝市の開催、野菜シールの普及、学校給食での地場産農産物の利用などの取組を行っています。

『おうち時間 家族で点検 火の始末』秋季全国火災予防運動を実施します

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課 ☎281・3117

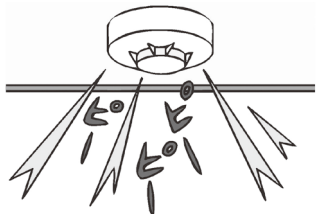
11月9日(火)～15日(月)は、秋の全国火災予防運動期間です。

令和2年中における管内の火災原因ワースト3

- 放火(疑いを含む) 17件
- たばこ 5件
- たき火 4件

あなたの命を守る住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

寝室などに煙式の警報器を設置しましょう。また、設置がお済みの方は定期的に警報器の掃除や点検をお願いします。

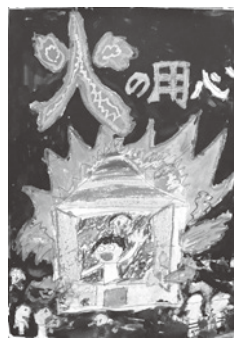


防火ポスター優秀作品決定！

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、鶴ヶ島市と坂戸市の小学3・4年生の児童を対象とし、夏休み期間中に『防火ポスター』を募集しました。

その結果、276点の応募があり、53点が入選しました。さらに、その中から最優秀作品1点と優秀作品6点を選出しました。

最優秀作品



埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園

3年 小林 柁爽さん

優秀作品

鶴ヶ島市立藤小学校

4年 筒井 詩大さん

鶴ヶ島市立鶴ヶ島第一小学校

4年 古田 陸樹さん

鶴ヶ島市立鶴ヶ島第一小学校

3年 鬼頭 貴丸さん

ほか、坂戸市内の小学生3名

これらの入選作品は秋季全国火災予防運動期間中を目安に次のとおり展示します。

展示場所 市役所1階ロビー

展示期間 11月9日(火)～19日(金)

※ 土曜日の午後および日曜日を除く

全国一斉の緊急地震速報訓練を行います

問合先 安心安全推進課防災担当

市では、全国瞬時警報システム(Jアラート)を設置しています。これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。

今回、このシステムを使用した、全国一斉の緊急地震速報訓練を行います。

訓練用緊急地震速報の放送日時 11月5日(金)10時頃

放送内容 「チャイム音」こちらは、防災つるがしまです。

東分署、西分署



ただ今から訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音) 緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。(くり返し3回) こちらは防災つるがしまです。これで訓練放送を終わります。(チャイム音)

※ 緊急地震速報チャイム音は、実際の緊急地震速報と同じ警報音が流れます

※ 放送を聞いたら、自分の身を守る行動をとってみましょう

※ 災害時などは訓練を中止する場合があります